

広島城三の丸整備等事業

審査結果報告書

令和4年12月28日

広島城三の丸整備等事業者選定審議会

広島城三の丸整備等事業者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、広島城三の丸整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、公募設置等指針（令和4年7月15日公表）に基づき、公募設置等計画等の審査を行いましたので、審査結果及び審査講評を報告します。

令和4年12月28日

広島城三の丸整備等事業者選定審議会
会長 渡邊 一成

目 次

1 事業者の選定方法	1
(1) 最優秀候補者等の選定の基本的な考え方.....	1
(2) 選定審議会を設置.....	2
(3) 選定審議会の開催実績.....	3
(4) 最優秀候補者等の選定までの審査手順.....	4
(5) 評価方法.....	5
(6) 評価の基準.....	5
2 応募結果	11
3 審査結果	11
(1) 第一次審査.....	11
(2) 第二次審査.....	11
4 審査講評	15
(1) 総評.....	15
(2) 個別評価.....	16

1 事業者の選定方法

(1) 最優秀候補者等の選定の基本的な考え方

最優秀候補者等の選定は、以下の基本的な考え方に基づき実施した。

本事業では、民間活力を活用したにぎわい施設等の整備を行うとともに、広島城区域の用地及び建物を一体的に管理運営することにより、市民サービスの向上や広島市の財政負担の軽減を図りつつ、広島城が有する価値や魅力の一層の向上を図るとい
う、公募設置等指針に掲げた本事業の目的にふさわしい公募設置等計画の提案を民間事業者に求める。

第一次審査において、応募（申請）者の参加資格等を確認するほか、提出された全ての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、「a 参加資格の確認」、「b 法令順守に関する審査」及び「c 公募設置等指針等に照らし適切なものであることの審査」を事務局が審査する。

第二次審査において、第一次審査の結果について事務局から報告を受け、選定審議会において承認した上で、第一次審査を通過した提案について、評価の基準に沿って、選定審議会が審査する。

応募（申請）者ごとの得点（総合評価点）は、提案された公募設置等計画の内容及び応募（申請）者によるプレゼンテーションを基に委員ごとに行った「内容面」の評価点の平均点、「価格面」の評価点及び「広島市が推進する行政施策に係る取組状況」に基づく加減点の合計で決定する。

なお、審査は応募（申請）者名を伏せて行うものとする。

総合評価点に基づき、最優秀候補者、次点候補者及び第3位候補者を選定する。

(2) 選定審議会の設置

最優秀候補者等の選定に当たり、広島市は、広島城三の丸の整備及び広島城区域に係る公の施設の管理に係る事業者の選定に関する事項を審議するため、市長の附属機関として広島城三の丸整備等事業者選定審議会を設置した。

選定審議会は次の委員で構成された。なお、選定審議会は、広島城三の丸整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領に基づき、公開で行うこととしているが、会議内容に広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報のうちいずれかが含まれる場合は、会議を非公開とした。

氏名	所属
秋山 伸隆	県立広島大学 名誉教授
富川 久美子	広島修道大学商学部 教授
西岡 民裕	西岡民裕税理士事務所 税理士
真木 利江	広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科 教授
吉長 成恭 (副会長)	一般社団法人ちゅうごく PPP・PFI 推進機構 代表理事 国土交通省 PPP サポーター
渡邊 一成 (会長)	福山市立大学都市経営学部 教授

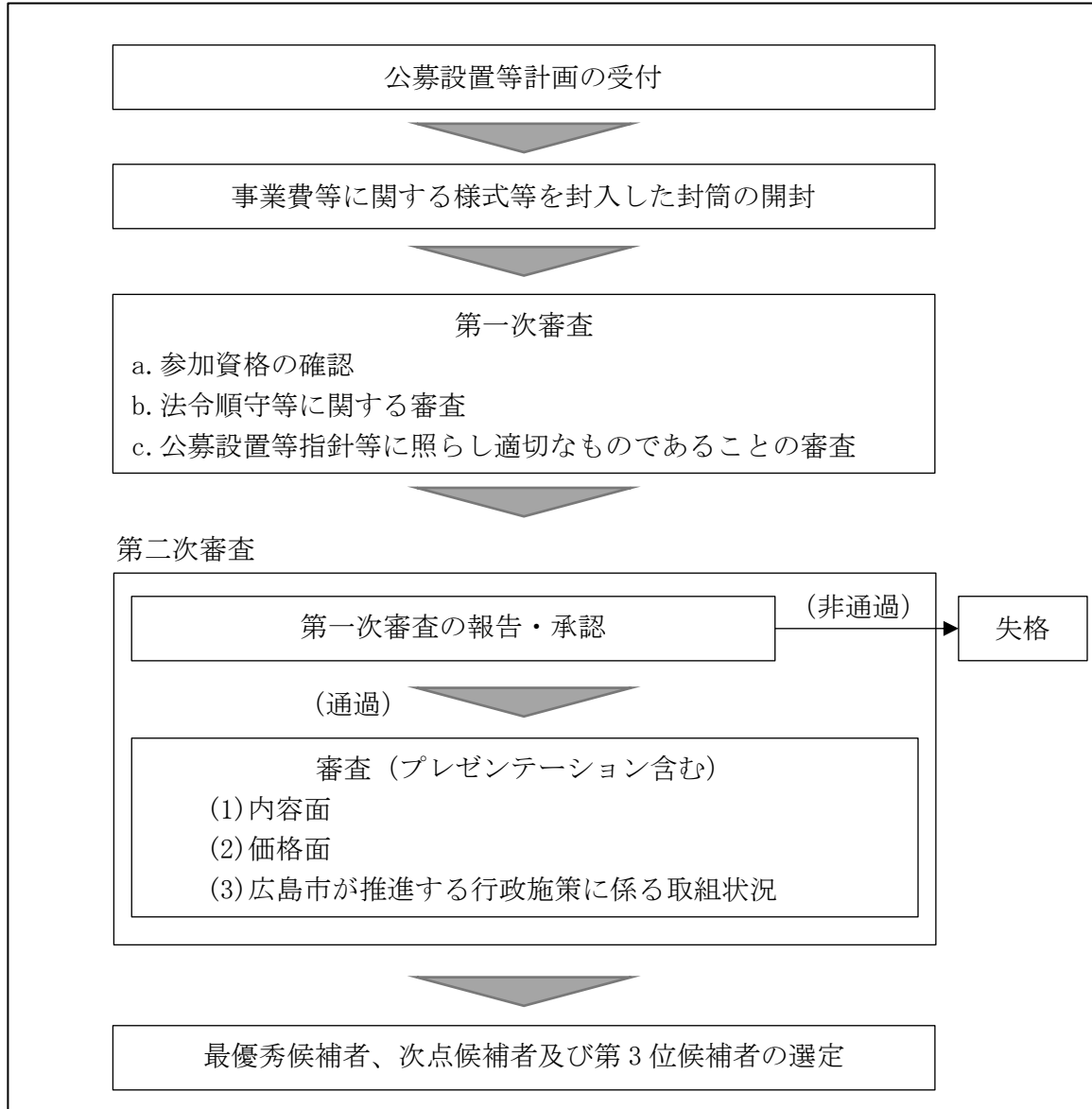
(3) 選定審議会の開催実績

選定審議会は、以下のとおり計4回、開催した。

回数	開催日	主な議事事項
第1回	令和4年2月1日	(1) 広島城三の丸整備等事業者選定審議会規則について (2) 会長、副会長の選任について (3) 広島城三の丸整備等事業者選定審議会運営要綱及び広島城三の丸整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領の制定について (4) 広島城三の丸整備等事業者の選定について（諮問） (5) 広島城三の丸整備等事業の概要について (6) 広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針の概要（素案）について
第2回	令和4年5月25日	(1) 広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針（案）について (2) 広島城三の丸歴史館、広島城及び中央公園（広島城区域に限る。）指定管理者候補者の公募要綱（案）及び評定要領（案）について
第3回	令和4年11月14日	(1) 第一次審査の結果について (2) 第二次審査（書面審査）
第4回	令和4年12月2日	(1) 第二次審査（提案内容に関するプレゼンテーションの実施及び書面審査） (2) 最優秀候補者等の選定

(4) 最優秀候補者等の選定までの審査手順

本事業の審査は、以下のとおり実施することとした。



(5) 評価方法

選定審議会は、応募(申請)者から提出された公募設置等計画の「内容面」の評価点と「価格面」の評価点とを合計し、「広島市が推進する行政施策に係る取組状況」を確認し加点減点を行った総合評価点により、審査を行った。

総合評価点の計算式は以下のとおり。

〔公募設置等計画〕			
総合評価点	= 「内容面」の評価点	+ 「価格面」の評価点	+ 「広島市が推進する行政施策に係る取組状況」に基づく加減点
(最大 213 点)	(170 点)	(30 点)	(-4 点～+13 点)

(6) 評価の基準

ア 「内容面」の評価

「内容面」の評価については、図表1「評価基準」に示す評価項目及び評価の視点に基づき、委員が公募設置等計画の内容について図表2「評価の考え方」に従って採点した。

評価項目の内訳ごとに委員の評価点の平均点を算出し、それらの合計点を内容面の評価点とした。

なお、平均点を算出する際の計算は全て小数第三位を四捨五入とした。

また、評価項目の中項目(①から⑧)のうち、いずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とした。

図表1 評価基準

評価項目	内訳	評価の視点	配点
全体計画 (40 点)			
① 事業コンセプト		◎ 事業コンセプトが明確で、本事業の目的に合致しているか。	10 点
		◎ 歴史・文化の発信拠点及び観光拠点としての広島城の魅力向上に資するものとなっているか。	
		◎ 都心のトライアングルの回遊性の向上につながるビジョンが描かれているか。	
② 事業計画	ア 事業スケジュール	◎ 全体スケジュールは適切なものであるか。 ◎ 施設の段階的な整備及び運営開始を考慮したスケジュールとなっているか。	5 点
	イ 施工計画	◎ 工事期間中の駐車場や動線等に配慮し、効率的かつ安全管理が確保された施工計画となっているか。	5 点

評価項目	内訳	評価の視点	配点
③ 実施体制及び資金計画	ア 実施体制、遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 確実に実行できる業務実施体制を構築しているか。 ◎ 確実な遂行を期待できる優れた実績を有しているか。 	10点
	イ 資金計画、経営力	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 堅実な資金計画及び収支計画となっているか。 ◎ 応募（申請）者の経営は安定しているか。 	10点
Park-PFI 事業（70点）			
④ 配置計画		<ul style="list-style-type: none"> ◎ アストラムライン路線等の各種の既存施設、広島城三の丸歴史館及びペデストリアンデッキの位置を踏まえた配置計画となっているか。 ◎ 各施設や機能を適切にゾーニングし、三の丸エリア全体のにぎわい創出に資する配置計画となっているか。 	10点
⑤ 公募対象公園施設	ア 施設の魅力	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民や観光客が共に楽しめる施設としての機能を有しており、本事業の目的に合致しているか。また、魅力的なものであるか。 ◎ 話題性・独自性を有したのものや、当地ならではの個性やこだわりを感じられるものなど、来訪者のリピーター化につながるものとなっているか。 	15点
	イ 地域への波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 飲食施設以外の多様なにぎわい施設を含み、事業区域周辺に好影響が及ぶような高い集客効果を得られるものとなっているか。 ◎ 中央公園全体及び周辺地域との回遊性が促進される計画であるか。 ◎ 中央公園内他事業で検討されているにぎわい施設との連携・棲み分けが図られたものとなっているか。 	10点
	ウ 施設の外観	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観計画重点地区にふさわしい質の高いデザインとなっているか。 ◎ 広島城（天守閣）や二の丸復元建物、広島城三の丸歴史館などと調和した外観となっているか。 	5点

評価項目	内訳	評価の視点	配点
⑥ 特定公園施設	ア デザイン	◎ 周辺環境との調和が図られ、「歴史ゾーン」にふさわしいデザインとなっているか。	5点
	イ 快適性	◎ 来訪者が日常的に憩い、くつろぎたくなる魅力的なオープンスペースとなっているか。 ◎ 多目的広場や園路は、居心地の良い空間となっているか。	5点
	ウ 機能性	◎ 公募対象公園施設と一体となつてにぎわいを創出することができるようなものとなっているか。 ◎ 多目的広場は、歴史的な景観と調和し多目的な利用が可能なものであり、公園利用者にとって使い勝手の良い設備が整えられているか。 ◎ バス乗降場、タクシー乗降場及び附置義務駐車場は、必要台数が確保されており、安全に配慮された規模・配置となっているか。 ◎ 園路舗装及び植栽は、歴史的な景観と調和したものとなっているか。 ◎ 公衆トイレは、誰もが使いやすく、満足度の高いものとなっているか。	20点
指定管理業務 (60点)			
⑦ 史跡の適切な管理		◎ 史跡広島城跡の文化財としての重要性を十分認識し、文化財保護法等に係るコンプライアンスを確保する計画となっているか。	10点
⑧ 施設の管理・運営	ア 利用者の平等利用の確保	◎ 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ◎ 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	5点

評価項目	内訳	評価の視点	配点
	イ 維持管理・運営・利用者サービス	<p>◎ 各エリアの役割に応じた維持管理・運営及びエリア間の連携が可能な計画であり、利用者に対するサービスの向上を図れるものであるか。</p> <p>◎ 特定公園施設の運営は、公園利用者の利便性向上に資する計画となっているか。</p> <p>◎ 広島城三の丸歴史館、広島城（天守閣）及び二の丸復元建物の運営は、施設の認知度向上と利用促進が図られ、学芸事業者との連携が可能な計画となっているか。</p> <p>◎ 中央公園バス駐車場の運営は、観光客の快適性及び利便性の向上に資する計画となっているか。</p> <p>◎ 広島城区域全体を包括的に維持管理・運営するための適切な組織体制・連携体制があり、業務の効率化につながる計画となっているか。</p>	35点
	ウ 観光案内所の機能	◎ 中央公園唯一の観光案内所として十分な機能を備えているか。	5点
	エ にぎわいの創出	◎ 日常的なにぎわいの創出に向けた利用促進策を実施できる計画となっているか。	5点
評価点			170点

図表2 評価の考え方

評価	採点基準	採点
A	公募設置等指針等に示す広島市が求める内容を大きく超える創意工夫が見られ、かつ内容が特に優れている。	配点×1.00
B	公募設置等指針等に示す広島市が求める内容を超える創意工夫が見られ、かつ内容が優れている。	配点×0.75
C	公募設置等指針等に示す広島市が求める内容を超える創意工夫が見られる。	配点×0.50
D	公募設置等指針等に示す広島市が求める内容を最低限満たしている。	配点×0.25
E	公募設置等指針等に示す広島市が求める内容を満たしていない。	配点×0.00

イ 「価格面」の評価

「価格面」の評価については、図表3「価格点の採点方法」に示す方法に従って採点した。

なお、価格面における評価点の計算は全て小数第一位を四捨五入とした。

図表3 価格点の採点方法

評価項目	採点方法	配点
①公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料の提案額	<p>公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料をどれだけ増額しているか (増額割合が0.5以上の場合は満点)</p> <p>価格評価点 = 増額割合^{※1} × 6 点</p> <p>※1 増額割合 = (提案額^{※2} - 最低額^{※2}) ÷ 最低額^{※2}</p> <p>※2 提案額及び最低額は、提案された公募対象公園施設の建築面積及び公募対象公園施設の一部として地上を占有する面積の和に、設置許可に係る使用料の単価を乗じて算出する。</p>	3 点
②特定公園施設の設計・整備に係る費用の提案額	<p>広島市が負担する特定公園施設の設計・整備に係る費用をどれだけ軽減しているか (事業者負担割合が0.5以上の場合は満点)</p> <p>価格評価点 = 事業者負担割合^{※1} × 10 点</p> <p>※1 事業者負担割合 = (特定公園施設の設計・整備費 - 広島市に負担を求める額) ÷ 特定公園施設の設計・整備費</p>	5 点
③指定管理料の提案額	<p>広島市に負担を求める指定管理料(令和5年4月1日以降)をどれだけ軽減しているか。 (減額割合が0.5以上の場合は満点)</p> <p>価格評価点 = 減額割合^{※1} × 44 点</p> <p>※1 減額割合 = (指定管理料の上限額 - 提案額) ÷ 指定管理料の上限額</p>	22 点
評価点		30 点

ウ 広島市が推進する行政施策に係る取組状況

広島市が推進する行政施策に係る取組状況について、図表4「確認項目」に基づき確認し、加点減点を行った。なお、法人のグループでの応募(申請)の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点した。

図表4 確認項目

広島市が推進する行政施策に係る取組状況	確認項目	配点
①障害者雇用率の達成 ^{※1}	ア 障害者雇用率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2.3%を超えて3.45%未満の場合 ・ 3.45%以上で4.6%未満の場合 ・ 4.6%以上の場合 	4点
		7点
		10点
	イ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	-2点
②環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合	5点
③男女共同参画・子育て支援の推進	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合	-3点
	イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合	2点
	ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合	-3点
	エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合	2点
④地域貢献度	ア 事業所の所在地 ^{※2} <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市内に本店がある場合 ・ 広島市内に本店がなく支店がある場合 ・ 広島市内にその他事業所等がある場合 	4点
		2点
		1点
	イ 広島市内に在住する指定管理業務の従事者の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理業務の従事者のうち、市内在住者の割合が8割以上の場合 ・ 指定管理業務の従事者のうち、市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合 ・ 指定管理業務の従事者のうち、市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合 	3点
		2点
		1点
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。		

※1 公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3%→2.6%」「3.45%→3.9%」「4.6%→5.2%」と読み替える。

※2 事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、広島市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

2 応募結果

令和4年9月26日から同年10月7日まで公募設置等計画の受付を行った結果、以下に示すグループから公募設置等計画等の提出を受けた。

応募(申請)グループ
Aグループ

3 審査結果

(1) 第一次審査

事務局において、応募(申請)グループが第一次審査における審査事項を満たしていることを確認した。

第3回選定審議会において、第一次審査の結果について事務局から報告を受け、選定審議会において承認した。

(2) 第二次審査

選定審議会は、第3回選定審議会において書面審査、第4回選定審議会においてプレゼンテーション審査を実施した。審査結果は以下のとおりであり、Aグループを最優秀候補者として選定した。

① 内容面の評価 (170点)

評価項目	適否
全体計画	適
Park-PFI 事業	適
指定管理業務	適

② 価格面の評価 (30 点)

評価項目	採点方法	配点	確認内容	適否
① 公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料の提案額	<p>公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料をどれだけ増額しているか。 (増額割合が0.5以上の場合は満点)</p> <p>価格評価点 = 増額割合 × 6点</p> <p>増額割合 = (提案額 - 最低額) ÷ 最低額</p> <p>提案額 = 年間使用料(単価) × 公募対象公園施設の建築面積、一体的に占有する屋外部分の面積及び駐車場の面積</p>	3点	年間使用料(単価) (円/㎡・年)	5,313
			公募対象公園施設の建築面積、一体的に占有する屋外部分の面積及び駐車場の面積(㎡)	1,580.00
			提案額(円/年)	8,394,540
			最低額(円/年)	8,394,540
			増額割合	0.00
			価格評価点(四捨五入前)	0.00
② 特定公園施設の設計・整備に係る費用の提案額	<p>本市が負担する特定公園施設の設計・整備に係る費用をどれだけ軽減しているか。 (事業者負担割合が0.5以上の場合は満点)</p> <p>価格評価点 = 事業者負担割合 × 10点</p> <p>事業者負担割合 = (特定公園施設の設計・整備費 - 市に負担を求める額) ÷ 特定公園施設の設計・整備費</p>	5点	特定公園施設の設計・整備費(円)	670,000,000
			市に負担を求める額(円)	603,000,000
			事業者負担割合	0.10
			価格評価点(四捨五入前)	1.00
③ 指定管理料の提案額	<p>本市に負担を求める指定管理料(令和5年4月1日以降)をどれだけ軽減しているか。 (減額割合が0.5以上の場合は満点)</p> <p>価格評価点 = 減額割合 × 44点</p> <p>減額割合 = (指定管理料の上限額 - 提案額) ÷ 指定管理料の上限額</p> <p>指定管理料の提案額 = 管理・運営に係る費用 - 利用料金収入</p>	22点	管理・運営に係る費用(円)	5,165,968,999
			利用料金収入(円)	1,836,769,000
			指定管理料の提案額(円)	3,329,199,999
			指定管理料の上限額(円)	3,329,200,000
			減額割合	0.00
			価格評価点(四捨五入前)	0.00

適

③ 広島市が推進する行政施策に係る取組状況（-4点～+13点）

広島市が推進する行政施策に係る取組状況	確認項目	配点	取組状況											適否		
			代表法人A	構成法人B	構成法人C	構成法人D	構成法人E	構成法人F	構成法人G	構成法人H	協力法人I	協力法人J	協力法人K			
① 障害者雇用率の達成	ア 障害者雇用率		2.35%	2.00%	2.73%	2.44%	6.65%	2.235%	1.89%	0.00%	2.20%	0.70%	2.74%	適		
	（障害者雇用義務の有無）		（有）	（有）	（有）	（有）	（有）	（有）	（有）	（有）	（有）	（有）	（有）			
	・ 2.3%を超えて3.45%未満の場合	4点	達成	—	達成	達成	—	—	—	—	—	—	—		達成	
	・ 3.45%以上で4.6%未満の場合	7点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	
	・ 4.6%以上の場合	10点	—	—	—	—	達成	—	—	—	—	—	—		—	
イ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	-2点	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当			
② 環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合	5点	無	有 (エコアクション21)	無	有 (ISO 14001)	有 (ISO 14001)	無	無	無	有 (ISO 14001)	無	無			
③ 男女共同参画・子育て支援の推進	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合	-3点	策定済	義務なし (未策定)	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	義務なし (未策定)	策定済	策定済		義務なし (未策定)	
	（策定義務、策定努力義務の別）		（義務）	（努力義務）	（義務）	（義務）	（義務）	（義務）	（義務）	（義務）	（努力義務）	（義務）	（義務）		（努力義務）	
	イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合	2点	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無		無	
	ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合	-3点	策定済	義務なし (未策定)	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	策定済	義務なし (未策定)	策定済	策定済		策定済	義務なし (未策定)
	（策定義務、策定努力義務の別）		（義務）	（努力義務）	（義務）	（義務）	（義務）	（義務）	（義務）	（義務）	（努力義務）	（義務）	（義務）		（努力義務）	
エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合	2点	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有	無	無			
④ 地域貢献度	ア 事業所の所在地															
	・ 広島市内に本店がある場合	4点	該当	該当	—	—	該当	—	該当	該当	—	—	該当			
	・ 広島市内に本店がなく支店がある場合	2点	—	—	—	該当	—	該当	—	—	—	—	該当	—		
	・ 広島市内にその他事業所等がある場合	1点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	イ 広島市内に在住する指定管理業務の従事者の割合		100%													
	・ 指定管理業務の従事者のうち、市内在住者の割合が8割以上の場合	3点	該当													
	・ 指定管理業務の従事者のうち、市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	2点	—													
・ 指定管理業務の従事者のうち、市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	1点	—														

④ 総合評価（最大 213 点）

総合評価点	115.50 点
-------	----------

[参考] 設置等予定者の選定（令和 4 年 12 月 5 日）

選定審議会からの答申を踏まえ、広島市はAグループを設置等予定者として選定した。

設置等予定者（指定管理者候補者）

グループ名 広島城アソシエイツ

（代表法人） 株式会社中国放送

（構成法人等） 株式会社 RCC 文化センター

株式会社 TBS ホールディングス

株式会社フジタ広島支店

株式会社合人社計画研究所

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

株式会社中国新聞社

株式会社中国四国博報堂

株式会社山下設計関西支社

NTT アーバンバリューサポート株式会社

株式会社シーケイ・テック

4 審査講評

(1) 総評

最優秀候補者の提案は、事業コンセプトとして、「広島城を歴史と文化に触れる場所として見つめなおし、観光拠点としてのポテンシャルを最大限に引き出す」ことを掲げており、広島市が求める、「広島城全体で、①歴史・文化の発信拠点としての広島城の魅力の向上、②観光拠点としての魅力向上を通じた都心のトライアングルの回遊性の向上を図る」ことが期待できるものであった。

具体的には、配置計画について、観光バス乗降場の北側に設けるおもてなし広場から南北につながる「天守閣への軸」を通すなど、歴史情緒を感じさせながら、利用者動線を妨げない建物配置と巧みな景観演出を提案していることが評価できる。

また、公募対象公園施設について、市民や観光客が当地ならではの個性やこだわりを感じられるようなテナントを誘致する計画としていることが評価できる。

さらに、実施体制について、地元企業を中心として、地域とともに円滑、確実に事業を推進できる体制であることや、中央公園において広島市が推進する先行事業と密接に連携した運営が可能であることが評価できる。

なお、施設の外観や、駐車場の舗装などの外構のデザインについては、「歴史ゾーン」にふさわしい景観形成に資するかを懸念する意見があり、広島城（天守閣）や二の丸復元建物、広島城三の丸歴史館などとの調和について、引き続き検討を深め、今後の設計段階等において再考いただくことを切望する。

加えて、歴史・文化や教育の場としての当地にふさわしいイベントの展開や、駐車場については障害者など車利用が欠かせない方々の移動に資するものとする整備方針の再検討についても期待していることを申し添える。

今後、広島市においては、提案された事業計画について事業者と連携を図りながら調整を進めるとともに、これを着実に実現させることで、広島城が有する価値や魅力の一層の向上を目指すことを期待する。

(2) 個別評価

Aグループ（最優秀候補者）

【全体計画】

① 事業コンセプト

- ・事業コンセプトについて、「温故知新」を掲げ、「広島城を歴史と文化に触れる場所として見つめなおし、観光拠点としてのポテンシャルを最大限に引き出す」ことを明確にしており、広島市が求める「広島城全体で、①歴史・文化の発信拠点としての広島城の魅力の向上、②観光拠点としての魅力向上を通じた都心のトライアングルの回遊性の向上を図る」に合致していると評価された。
- ・「知的好奇心に応える事」として、学芸事業者とも連携し、あらゆるメディアを通じて、広島歴史や文化への関心を高める情報を広く発信する提案は、歴史・文化の発信拠点としての広島城の魅力の向上に資するものとなっていると評価された。
- ・「回遊性を向上する事」として、中央公園先行2事業を含めたエリア一帯のマネジメントを進められる体制を構築し、施設間の連携によりイベントの同時開催などを行う提案は、都心のトライアングルの回遊性の向上につながるビジョンが描かれていると評価された。

② 事業計画

- ・事業スケジュールについて、公募設置等指針等を大きく超える提案は見当たらず、一般的な提案であるとの評価にとどまったが、関係者との協議・調整や史跡の管理への配慮について明記されている点を評価する意見もあった。
- ・施工計画について、工事期間中、2段階の整備に応じた動線がよく考えられており、今後、変更等が発生した場合にも、対応可能とみられる点が評価された。

③ 実施体制及び資金計画

- ・実施体制、遂行能力について、地元企業を中心とした、十分な実績を有する企業群によるコンソーシアムであり、地域とともに円滑、確実に事業を推進できる業務実施体制を構築していると評価された。
- ・Aグループを構成する代表法人、構成法人及び協力法人の財務状況について、過去5期分を対象として指標をもとに経営の安定性評価を実施した結果、収益性について、数社に課題が認められるものの、安定性について、大きな課題は認められないことから、Aグループ全体として、経営が安定していると評価された。

④ 配置計画

- ・配置計画については、制約が多い中、広くはない空間をどう活用し、広島城の魅力向上につなげるかという根本的課題に対し、提案内容がどう対処できているかについて、各委員の評価が分かれた。
- ・バス乗降場の北側に設けるおもてなし広場から南北につながる「天守閣への軸」に関しては、良い提案と評価する意見があった。

- ・一方、イベントによる集客と施設整備との整合性を問う意見や、歩行者の動線である通路の幅員が狭いなどの課題が散見されることから、配置計画については今後も検討を深めていくことが求められるとの意見が出された。
- ・駐車場の規模については、障害者など車利用が欠かせない方々の移動に資するものとしての必要性は認められるが、特にその収容台数について、事業採算性を高めるためとはいえ、国有地においてこれだけの駐車場を整備してよいものか疑問を呈する意見が出された。また、外部空間として広島城の魅力向上に生かされず、歴史的な都市の風格を落とす可能性があるため、今後の設計段階等において整備方針を再検討することが求められる。
- ・加えて、本事業とは別に整備されるペDESTリアンデッキに関して、その位置や規模、傾斜角度、仕上げ等について、可能であれば再検討してほしいという意見が多く出された。

⑤ 公募対象公園施設

- ・公募対象公園施設の魅力について、市民や観光客が共に楽しみ、当地ならではの個性やこだわりを感じられるようなテナントを誘致する計画としていることが評価された。
- ・地域への波及効果について、駐車場スペースをイベント等にも活用するなど、空間の有効活用策が提案されている点を評価する意見があった一方で、三の丸にふさわしいイベント等、歴史・文化に配慮したものとしてほしいとの意見もあった。また、広島県立総合体育館（グリーンアリーナ）の弓道場などとの連携関係が希薄であるとの意見があった。
- ・施設の外観や、駐車場の舗装などの外構のデザインについては、意見が分かれた。
- ・景観への配慮について、利用者がどういった景観を求めて来るのかという視点が提案内容に不足しているという意見があった。また、天守や城内各施設との調和は問題ないが、提案された店舗の外観はシンプルであり、もうひとひねりあった提案が欲しいという意見もあり、今後の調整がポイントになるとの意見もあった。
- ・駐車場の舗装などの外構のデザインについては、「歴史ゾーン」にふさわしい景観形成に資するものとなるよう工夫を行う余地があり、今後の設計段階等において再検討することが強く求められる。

⑥ 特定公園施設

- ・特定公園施設のデザインについて、公募対象公園施設と同様、意見が分かれた。歴史ゾーンにふさわしいデザインが提案されているとする意見があった一方で、インパクトが弱いなどの意見もあった。
- ・快適性については、植栽計画に関して、三の丸エリアの特性を踏まえたこだわり（樹木の選定、配置等）について評価する意見があった一方で、歴史的調和性という観点での説明が不足しているという意見もあった。
- ・機能性については、交通機能やトイレ等について、機能的な提案がなされているとの意見があった一方で、タクシー乗降場の動線や待機台数について要求水準を超えていないとの意見もあった。

⑦ 史跡の適切な管理

- ・史跡の適切な管理について、「管理者が法令を遵守、文化財の価値を市民で共有、地域全体で守り伝える」という基本方針が記載されており、課題が共有されていると評価された。
- ・一方、基本方針を踏まえた史跡管理の体制が見えないことから、その具体的な体制や組織化を検討する必要があるという意見があった。
- ・今後、文化財保護に関する人材育成や研修の計画を具体的に作成し、委託業者も含めた全てのスタッフに対して法令遵守を徹底することが強く求められる。

⑧ 施設の管理・運営

- ・利用者の平等利用の確保について、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていると評価された。
- ・指定管理業務の体制が具体的に明記されており、また、各種施設の運営方法も公募設置等指針等を満たす提案であることが評価された。
- ・学芸事業者との連携の重要性について理解を共有している点が評価された。
- ・観光案内所の機能について、メディアミックスによる有効な情報提供・発信機能が提案されている点が評価された。
- ・アイドルグループなどによるコンテンツの提案は、コンセプトとの整合や当地ならではの個性やこだわりが乏しく、提案にある江戸時代の循環型社会を紹介する事例など、歴史・文化や教育の場としての当地にふさわしいイベントの展開についてより期待する意見が多く出された。

選定審議会による審査結果及び審査講評の報告は、以上である。

終わりに、選定審議会の関係者及び限られた期間にもかかわらず多大な労力をかけて真摯に提案いただいた参加者に敬意を表するとともに、本事業の成功を心より祈念する。